

【書類名】 意見書
（【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【商標登録出願人】
【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】 □□ □□ 株式会社
【代表者】 商標 太郎
【発送番号】 1 2 3 4 5 6

【意見の内容】

審査官は「本願商標は、これをその指定商品に使用しても単に商品の品質を表示するにすぎないものと認めます。」と判断されました。

しかし、本願商標は「〇×〇×」の文字からなるものですが、これは辞書等に掲載されている単語や既成語ではなく特定の意味合いを有しない造語であると言うべきものであります。したがって、本願商標をその指定商品にしてもこれに接する取引者、需要者は商品の品質を想起することはなく充分自他商品の識別力を有するものと確信するものですから、本願商標は商標法第3条1項第3号に該当するものではありません。

意見内容についての特定の記載形式はありませんが、審査官の拒絶理由に対して、ポイントを整理して書いて下さい。

最初に審査官からどのような拒絶理由通知を受けているのか、簡単に整理して書き出します。

審査官の拒絶理由が全て解消していることを最後にまとめとして書きます。